

「人権の花」運動実施要領

1 名称

令和5年度「人権の花」運動とする。

2 目的

花の種子や球根などを、子どもたちが協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とする。

3 主催

浜田・益田・川本地域人権啓発活動ネットワーク協議会
(各市町、松江地方法務局浜田支局、浜田人権擁護委員協議会)

4 対象

浜田市、江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町、邑智郡邑南町の小学校、中学校及び特別支援学校小学部に在学する児童及び生徒

5 実施方法

- (1) 上記4対象の学校の中から、実施協力校として、小学校等30校程度を選定する。
- (2) 実施協力校に対し、花の種子やプランター等実施に必要な物品を配布し、栽培してもらう。
- (3) 使用する花については、その特性を確認するとともに、適切な取扱方法を参加者に周知徹底する。
- (4) 本運動の実施に当たっては、「人権の花」運動の取組であることを表示して行う。

6 啓発活動

実施協力校等の了解を得た上で、本運動を上記目的に沿った啓発活動にするとともに、本運動の成果を地域住民等に対する各種啓発活動に活用できるよう、次のような啓発活動を展開することとする。

- (1) 種子等の贈呈式や人権擁護委員の学校訪問時等を活用して「人権教室」を実施する。
- (2) 人権擁護委員は、可能な範囲で定期的に実施協力校を訪問し、児童・生徒と共に花等植物の育成状況を観察するほか、人権擁護機関の取り組んでいる啓発活動等について学校長等と意見交換を行うなど、学校等との連携を深める。
- (3) 花の開花時期に応じて、図画コンテストの実施、観察記録集・感想文等の作成を行い、それらを各種イベント等で提示する。
- (4) 社会福祉施設等の協力を得て、栽培された花等植物を贈呈するため、児童・生徒が人権擁護委員と共に社会福祉施設を訪問するなどの交流を図り、各種啓発活動や特設人権相談所の開設を行う。
- (5) 実施協力校に対し、本運動の取組について学校新聞等への掲載依頼を行う。また、取組について、自治体広報誌、法務局ホームページ等に、積極的に掲載する。
- (6) 各種マスメディアを通じてこれらの取組を積極的に広く一般に周知する。

7 効果検証の実施

実施協力校や児童・生徒等本運動の参加者に対するアンケート調査、ヒアリング調査等を行い、効果検証を実施する。